個人型ｂプラン					
個人型ｃプラン					
・ ・ ・					

（備考）

1．「運用の方法の数」は、令第15条第１項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。

2．「第１号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第２号運用方法数」は第１号運用方法及び第３号運用方法以外の運用の方法の数を、「第３号運用方法数」は令第15条第１項の表の２の項ニ及び３の項レからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。

3．加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。

4．加入者等に提示した運用の方法を変更し、「運用の方法の数」、「第１号運用方法数」、「第２号運用方法数」又は「第３号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用の方法の数と変更後の運用の方法の数をそれぞれ記載すること。

5．「第４号施行日時点の運用の方法の数」は、平成30年５月１日時点の運用の方法の数を記載すること。

6．提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

14. 法第２条第７項第２号の運用の方法に係る情報の提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報の提供の内容の概要	情報の提供の回数

（備考）

1．「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。

2．「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の２第２項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。

3．「運用の方法の種類」は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。

4．「情報の提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに加入者等に対して行った情報の提供の内容を簡潔に記載すること。

5．「情報の提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報の提供を行った回数を記載すること。

15. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（個人型年金）の実施状況

⑴　資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況（個人型年金）全般について

①加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じている	
②上述①の後、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に行っている	

（備考）

1．該当するものに○印を記載すること。

2．個人型年金に関して資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の委託を国民年金基金連合会から受けている場合に記載すること。

⑵　⑴②に該当する場合、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じる頻度が次のうちのいずれであるか記載すること。

①半年に１回
②１年に１回
③２年に１回
④３年に１回
⑤その他

⑶　⑵で⑤を選択した場合、具体的に記載すること。

16. 法第23条の２第１項の規定による指定運用方法の選定及び提示の状況

	①指定運用方法を加入者に選定及び提示している	②当該指定運用方法の名称	③当該指定運用方法の運用の方法の種類	④当該指定運用方法を選定した年度	⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高
Ａ実施事業所						
Ｂ実施事業所						
Ｃ実施事業所						
・ ・ ・						
個人型ａプラン						
個人型ｂプラン						
個人型ｃプラン						
・ ・ ・						

（備考）

1．①は、該当する場合に○印を記載すること。

2．②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。

3．②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。